

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2022年12月2日 191号

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

利用した覚えのない請求が来たら注意しましょう！

■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

利用した覚えのない不審な請求が増えています。

突然送られてきたメールやハガキには、「利用料金が未納なので法的措置を取ります」など不安をあおるような文言が並んでいます。実在する業者名をかたり、コンテンツ利用料金を請求する場合があります。

これらの請求は、何らかの名簿を入手した悪質業者が、無作為に根拠のない通知をしていることによるものと思われます。

#### 【相談事例】

1 国の機関を名乗り、「延滞税金5万円を今日中に支払え」というメールが届き、URLをタップするよう求めている。しかし、税金は毎年きちんと支払っており、延滞したことはない。

2 鉄道予約サイトを名乗る業者から、「自動退会のお知らせ」というメールが届いた。このサイトは乗車券を予約するとき便利なサイトなので、自動退会になっては困る。連絡していいのだろうか。

3 裁判所から「清算料金に関する訴訟最終告知」と書かれたハガキを受け取った。ハガキの差出人に連絡しないと財産を差し押さえると書いてある。何のことかわからない。

#### 【アドバイス】

利用した覚えのない請求の場合、架空請求の可能性があります。請求のハガキやメールに書いてある電話番号に電話したり、URLをタップしたりするのはやめましょう。一度連絡してしまうと、請求されたとおりの金額を支払うことになったり、更に詳細な個人情報の流出へつながることもあります。利用した覚えがないのであれば、何もせずに様子を見るようにしましょう。なお、送られてきたメールやハガキは、業者から連絡があるかもしれないので保管しておく方がいいでしょう。

架空請求かどうか判断がつかないときや、不安になった場合は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。

<参考資料>

○国民生活センター 発表資料

「利用した覚えのない請求（架空請求）」が横行しています

[https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/kaku-seikyu.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/kaku-seikyu.html)

○消費者庁 注意喚起

架空請求にご注意ください!

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_016/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_016/)

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

※当メールマガジンの配信を停止したい場合は、ホームページ「いばらき消費生活なび」より配信停止の手続きを行ってください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/navi/project/mail-magazine.html>

このメールに心当たりのない場合やご不明な点がある場合は、お手数ですが [mail:syose@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:syose@pref.ibaraki.lg.jp) までご連絡ください。

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

【お問合せ先】

発行・編集 茨城県消費生活センター

〒310-0802 茨城県水戸市柵町1丁目3番1号

TEL：029-224-4722

FAX：029-226-9156

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■